

T-NEWS

11

【 Vol.066 】



経営資源集約化税制がいよいよスタート！
健康保険の傷病手当金、来年1月から支給期間を通算化
二次健康診断等給付とは？
国税・地方税のダイレクト納付で、時間とコストの削減！
土屋 敬の「つれづれ雑記」



経営資源集約化税制がいよいよスタート！

■産業競争力強化法の一部施行に伴い、経営資源集約化税制の受付が開始

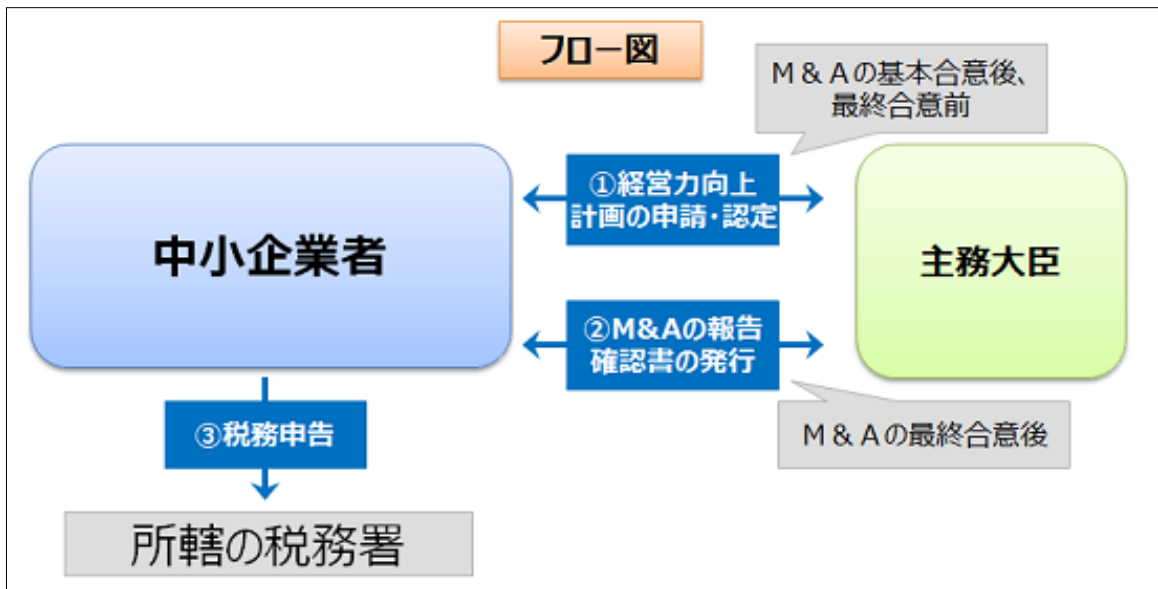
経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上などを旨とする計画(経営力向上計画)の認定を受けた中小企業者が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、以下の3つの措置を活用することができる。

- ①設備投資減税(中小企業経営強化税制)
- ②所得拡大促進税制
- ③中小企業事業再編投資損失準備金(準備金の積立)

このうち、③の中小企業事業再編投資損失準備金については、認定を受けた計画に基づき、M&Aを実施した場合に、株式等の取得価額の70%までの割合の金額を準備金として積み立てると、その金額を損金算入することができる。

■適用に当たっての基本的な流れ

準備金の積立を活用したい場合、M&Aの相手方が決まった後(基本合意がなされた後、または独占交渉権が付与された後)、主務大臣に対して経営力向上計画の申請・認定を行った上で、M&Aを行う。その後M&Aの報告を主務大臣に対して行い、確認書の交付を受けて、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写しおよび確認書の写しを税務申告時に添付する、という流れになる。



出典: 中小企業庁「経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の活用について」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html

準備金の積立を活用したい場合、経営力向上計画の申請に当たっては、通常の経営力向上計画の記載箇所に加えて、以下2点の記載が必要となる。

・6 経営力向上の内容

他の事業者から取得した、または提供された経営資源を利用する取組を記載する。

・10 事業承継等事前調査に関する事項

M&Aを実施するに先立って行う予定の、事業承継等事前調査(デューデリジェンス等)の内容を記載する。

※デューデリジェンス(DD):M&Aを実施するに当たって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

経営力向上計画の申請時には、申請書(様式1)に加え、以下の書類の添付が必要となる。

- ・事業承継等事前調査チェックシート
- ・事業承継等に係る基本合意書などの相手方の合意を示す資料
- ・事業承継等に係る誓約書

また、認定計画の内容にしたがって株式取得を実行した後も、主務大臣に対して事業承継などを実施したことおよび事業承継等事前調査の内容について確認を受けるため、事業承継等報告書に以下の書類を添付して提出する必要がある。

- ・株式譲渡契約書の写し
- ・承継した事業に従事する従業員の配置の状況について記載した書類
- ・事業承継等事前調査チェックシート

なお、事業承継等事前調査についての実施主体が、有資格者(法務DD:弁護士、財務・税務DD:税理士または公認会計士)でない場合、以下の資料についても添付が必要となる。

- ・作成した事業承継等事前調査の報告書
- ・事業承継等事前調査報告書と、チェックシートとの対応関係を示す資料

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

健康保険の傷病手当金、来年1月から支給期間を通算化

■1年6カ月の期間の考え方が変わる

2021年の通常国会では人事労務関連に関する法改正がたくさん行われた。育児介護休業法の改正および厚生年金・健康保険法の改正はとくに重要であり、中小企業の経営者および人事担当者はよく内容を理解しておきたいところだ。そんな中でも健康保険の傷病手当金の支給期間の通算化は大きな改正事項の1つであり、対象となる従業員にとっては影響があるところなので詳細を理解してもらうためここでまとめておく。

傷病手当金については、まずは基本の要件を再確認しておいたほうがよいだろう。健康保険の傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業しており、連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったことなど一定の要件を満たしたときに支給される。

支給される期間は、支給が開始された日から起算して最長1年6カ月となっており、これは1年6カ月分支給されるということではなく、1年6カ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も通算して1年6カ月となっている。

今回の改正により、2022年1月から健康保険の傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう支給期間の通算化を行うこととなった。

すなわち、従業員にとってはメリットのある改正になるので会社側も変更になった箇所をよく理解し、従業員にアナウンスするとともに正しい説明をし、手続する際にも間違えないようにしたい。

■病気治療と仕事の両立の難しさ

病気治療と仕事の両立の難しさは、従業員本人だけでなく会社も感じているところである。今回の健康保険の傷病手当金の支給期間の通算化により、従業員にとって利用しやすくなるのは嬉しい話である。

厚生労働省の資料によると2013年度以降、協会けんぽ・健康保険組合の支給金額は増加傾向にあり、傷病手当金の役割が重要であることは確かであるが、このような制度面だけでなく、当然会社側の支援が不可欠である。会社は病気治療しながら仕事をする従業員に対してどのような支援ができるのかあらためて考えてみる必要があるのではないかな。

参照：厚生労働省 第127回社会保障審議会医療保険部会（ペーパーレス）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10440.html

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

二次健康診断等給付とは？

■ 労災保険からの現物による給付

近年、定期健康診断による有所見率(医師の診断が異常なし以外の者の占める割合)が増加傾向にある。職場の定期健康診断など(以下、一次健康診断)で異常の所見が認められた場合、該当者は脳血管・心臓の状態を把握するための二次健康診断、脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を、1年度内に1回負担なしで受けることができる。これらの給付が「二次健康診断等給付」である。2001年4月1日からスタートしており、労災保険による現物給付の形で行われている。今回はその概要を整理しておくこととする。

給付の要件は、一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断されたときは二次健康診断など給付を受けることができる。

- (1) 血圧検査
- (2) 血中脂質検査
- (3) 血糖検査
- (4) 腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定

なお、一次健康診断の担当医師が上記(1)～(4)の検査項目について「異常なし」と診断したとしても、事業場が選任した産業医などが就業環境などを総合的に勘案して「異常」の所見を認めた場合は、産業医などの意見が優先される。ただし、労災保険の特別加入者、すでに脳血管疾患または心臓疾患の症状がある人は対象外となるので、ここは押さえておきたい。

■ 受診から手続までの流れを理解する

二次健康診断等給付には、二次健康診断と特定保健指導の2つがある。二次健康診断は、脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査を行う。また、特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づいて、医師や保健師が面接して脳・心臓疾患の発症の予防を図るための保健指導(生活・栄養・運動指導)を行う。

二次健康診断等給付は、労災病院または都道府県労働局長が指定する病院・診療所(以下、健診給付病院など)で直接無料で受診することができる。二次健康診断等給付を希望する労働者は、「二次健康診断等給付請求書」に必要事項を記入し、事業主の証明を受けて、一次健康診断の結果を証明できる書類とともに、健診給付病院などを受診の際にそれらを提出する(その後、同病院から所轄都道府県労働局長へ提出される)。

なお、二次健康診断等給付の請求は一次健康診断の受診から3カ月以内と期間が短いので、ここは注意しておきたいところである。

参照:厚生労働省 労災保険二次健康診断等給付

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05927.html

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

国税・地方税のダイレクト納付で、時間とコストの削減！

■電子納税のすすめ

自宅やオフィスのパソコンなどからインターネット経由で国税、地方税の納付手続を電子的に行う手続を電子納税という。

源泉所得税、個人住民税(特別徴収分)の納付のために、毎月金融機関に足を運んでおられる経営者、経理担当者には、時間とコスト削減のためにも電子納税の利用をおすすめしたい。

電子納税の手段には、「ダイレクト納付」と「インターネットバンキング」「モバイルバンキング」「金融機関のATM利用」がある。このうち、毎月の手続が簡単な国税の「ダイレクト納付」をご紹介します。

■メリットが多いダイレクト納付

1.手続が簡単

- ・インターネットを利用できる端末があれば利用可能
- ・インターネットバンキングの契約は不要
- ・e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行える
- ・電子証明書の添付やICカードリーダーは不要

2.窓口納付よりも便利

- ・金融機関などの窓口に出向く必要がなくなる
- ・金融機関の営業時間外でも納付手続が可能
- ・即時または納付日を指定して納付することができる
- ・納付する際に、預貯金口座を選択できる
- ・納付の際に、口座振替手数料0円

■国税のダイレクト納付の手続

1.利用のための事前準備

- ・e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)から「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得する

※顧問税理士がいる場合は手続完了済の可能性が高いため、二重に手続をすることがないように事前に問い合わせをいただきたい

- ・「ダイレクト納付利用届出書」を提出する(法人の場合は書面での提出になる)

納付する際に預貯金口座を選択したい場合は、利用する預貯金口座すべてについて提出が必要となる。ダイレクト納付が利用可能となるまで1か月程度かかるので、注意されたい

2.ダイレクト納付の利用方法

e-Taxで電子申告等または納付情報登録依頼を送信する



メッセージボックスに格納される通知を確認し「ダイレクト納付」を選択する



「今すぐに納付される方」または「納付日を指定される方」を選択する



メッセージボックスにて「ダイレクト納付完了通知」を確認する

■個人住民税(特別徴収分)のダイレクト納付

個人住民税(特別徴収分)は、eLTAXソフトを使用してダイレクト納付を行う。地方税についてもダイレクト納付を行う場合には、国税とは別に手続が必要となる。国税とは使用するソフトが異なることに注意されたい。詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)を参照していただきたい。

参考:国税庁「ダイレクト納付をご利用ください」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/e-tax/direct_nofu.pdf

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp



土屋 敬のつれづれ雑記 『シアワセのためのことば』

前職時代、2年間ほどですがマーケティングの仕事をしたことがあります。その時に、広告代理店の方に教わったのが、「ボディコピーのおもしろい広告はおもしろい」ということ。ボディコピーとは、新聞・雑誌・ポスターなどの広告で、商品の機能やコンセプトを伝える広告文のことです。ボディコピーの中で、何度も読みたくなるのが、“オンワード23区”のコピー。三井明子さんの2009年の作品です。



【シアワセのための23のことば】

- ひとつ、晴れを信じて、なるべく傘はもたないこと。
- ひとつ、夢の中では、仕事をしないこと。
- ひとつ、遅咲きでも、咲いておこう。
- ひとつ、イエスカノーか迷ったら、ニャーと答えてみる。
- ひとつ、そこに山があっても、のぼりたくなかったら、のぼらない。
- ひとつ、たとえウソをついても、本当にすればウソツキじゃない。
- ひとつ、天は人の上に青空を作り、人の下に大地をつくった。
- ひとつ、千里の道もスキップして行こう。
- ひとつ、隣の芝生が青かったら、遊びに行っちゃう。
- ひとつ、ひとりが淋しいうちは、ふたりでも淋しいよ。
- ひとつ、夢は近づき過ぎると見えなくなる。
- ひとつ、カンちがいも才能だ。
- ひとつ、雀の子、そこのけそこのけ、わたしが通る。
- ひとつ、あきらめが早いって、切り替えが早いことでもある。
- ひとつ、売られたケンカは、今お金がないから、と言って買わないこと。
- ひとつ、つままない時はつままない顔しちゃえ。
- ひとつ、時には家出を試してみる。一人暮らしでも…
- ひとつ、総理大臣になったらやりたいことが3つある。
- ひとつ、努力も大事だけど、直感も重視する。
- ひとつ、女の一年は男の十年。
- ひとつ、よくばりは、幸福のはじまり。
- ひとつ、人にやさしく、自分にいちばんやさしく。
- ひとつ、後ろ向きも、後ろから見たら前向きだ！

着がえよう。

人によって、「シアワセのためのことば」は、それぞれ違いますよね。今、生きているということだけでシアワセを感じ、それに感謝する人もいれば、不平不満、愚痴のオンパレードで毎日を過ごす人もおります。シアワセな人ほど、小さなシアワセを見つけることができます。

花がきれい。お水がおいしい。天気がよかった。雨が降ってくれた。

結局、シアワセな人って、全てのことに感謝して生きているということですよ。些細なことにも感謝して生きているから、些細なシアワセを逃さずにキャッチできる。自分の「シアワセのためのことば」、沢山見つけたいものですね。今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！